

大田原市校務支援システム構築業務に関するプロポーザル募集要項

1 趣旨

本募集要項は、大田原市立小・中学校等への校務支援システムを構築する業務等において、委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本プロポーザルは、令和6年9月定例会における令和6年度補正予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

2 業務概要

(1) 業務名

大田原市校務支援システム構築業務

(2) 業務内容

市内全小中学校、その他教育委員会指定の場所において、クラウド技術を用いた校務支援システムを構築する。

(3) 契約期間

契約日の翌日から令和12年3月31日まで

(4) 見積限度額（消費税及び地方消費税を除く）

総額 110,000,000円

うち令和6年度 39,000,000円

(5) 担当部署

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号

大田原市 教育委員会 学校教育課 学校教育係

TEL：0287-23-3125 FAX：0287-23-3126

電子メール：gakkou-kyouiku@city.ohawara.tochigi.jp

問い合わせ：土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

3 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(3) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者が役員就任や経営関与等を行っていないこと。

- (5) 提案事業者自身、又は提案事業者に所属する事業所が ISO27001、ISMS 認証又はプライバシーマークのいずれかを取得していること。
 ※参加申請時に認証を取得していることがわかる書類を添付すること。

4 スケジュール

公募開始	令和6年7月25日(木)
質問の受付	令和6年7月25日(木)から 令和6年7月29日(月)まで
質問の回答	令和6年8月2日(金)
参加意向申出書提出期限	令和6年8月8日(木)
審査会(参加資格確認)	令和6年8月9日(金)
参加資格結果の通知	令和6年8月9日(金)
提案書提出期限	令和6年8月19日(月)
参加業者への審査会通知書の送付	令和6年8月21日(水)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年8月27日(火)
審査結果の通知、公表	令和6年8月29日(木)
委託内容の調整	令和6年9月上旬～9月下旬
契約	令和6年9月下旬

5 参加意向申出書の提出

(1) 提出期限

令和6年8月8日(木)午後5時必着

(2) 提出方法

持参または郵送

(3) 提出書類

ア 大田原市プロポーザル参加意向申出書(要綱様式第1号)

イ 企業概要(任意様式)

企業理念(経営方針)、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容等
 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可

ウ 導入実績調書(任意様式)

実績を記載したものを提出すること(匿名の記載については評価対象外となるため注意すること)。

エ 機能要件一覧表(別添1)

オ セキュリティ認証の写し(任意様式)

ISO27001又はISMS認証又はプライバシーマーク(一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定)を証明する使用許諾書の写しもしくは登録証の写しを提出すること。

カ 国税及び住民税を滞納していないことを証する書類(参加意向申出書

の提出日の属する年度を除く過去2年間)

(4) 提出先

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号
大田原市教育委員会学校教育課学校教育係

6 質問書の提出

(1) 提出期限

令和6年7月29日(月)午後5時必着

(2) 提出先

「2(5)担当部署」の電子メールアドレス宛

(3) 提出方法

別紙「質問書」を電子メールにより提出すること。表題は「大田原市校務支援システム構築業務プロポーザルに関する質問」とし、メールを送信した際は、担当へ電話で受信の確認をすること。

(4) 回答方法

提出のあった質問事項の全てを取りまとめ、市ホームページにて公表する。なお、質疑を行った事業者名は原則として公表しないものとする。また、事業者が特定できるような質問及び回答を公開することによって、特定事業者に不利益が与えられると判断した質問には、その一部又は全部の公開を制限する場合がある。

7 提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年8月19日(月)午後5時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出書類

No.	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
1	大田原市プロポーザル提案書	様式第4号	1	7
2	企画提案書	任意様式	1	7
3	参考見積書 ※見積りの詳細も併せて提出する	任意様式	1	7

(4) 企画提案書の記載事項

提案書は以下の順番で編綴すること。

No.	記載内容
1	会社概要
2	導入実績
3	提案コンセプト

4	校務支援システム機能 基本要件
5	校務支援システム機能 児童生徒に関する記録、出欠管理、成績管理、学習者情報
6	校務支援システム機能 教育課程
7	校務支援システム機能 保健管理
8	校務支援システム機能 仕様書に定めのない提案事項
9	校務支援システム セキュリティ対策
10	クラウドセキュリティ対策
11	業務実施体制、スケジュール
12	データセンター要件、安定稼働に向けた対策
13	運用保守体制、ヘルプデスク対応
14	研修・利活用促進（令和6年度及び令和7年度以降）

8 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 期日

令和6年8月27日（火）

(2) 場所

大田原市役所

(3) 審査基準

別紙「大田原市校務支援システム構築業務プロポーザル評価表」に基づき評価する。

(4) 実施方法

ア 参加者申込者の説明時間は50分以内とする。

イ プレゼンテーション後に審査会委員によるヒアリング（10分程度）を実施する。

ウ プレゼンテーションに参加する説明者は5名以内とし、導入の際に本業務を担当する者を最低1名参加させるものとする。

エ プレゼンテーションを行う順番は提案書の受付順とする。

オ プレゼンテーションについては、企画提案書に基づき行うものとする。

カ プレゼンテーションは、プロジェクタを使用する。その際、プロジェクタ、スクリーン、電源は大田原市で準備し、それ以外にプレゼンテーションに必要なパソコン等は、参加者が用意する。企画提案書のスライドおよび校務支援システムの実演のみ表示可能とする。企画提案書を要約したものを表示することは可能とするが、企画提案書にない事項を表示することは認めない。

9 評価基準

評価項目ごとの配点については、審査委員1人あたりの評価点とし、委員の合計点で審査を行うものとする。

評価項目		配点
1 企業評価	提案事業者の会社概要 情報資産取り扱いに関する認証取得 他自治体への導入実績	100点
2 機能要件	必須項目の対応可否 プレゼンテーションにおける機能 評価・操作性は優れているか	250点
3 追加機能要件	事業者独自の追加提案機能	100点
4 情報セキュリティ	システムデータの管理、セキュリティ 対策及び危機管理対応	200点
5 運用・サポート 体制	運用保守体制及びシステム利用支援	200点
6 価格評価	提出された見積書をもとに、点数化する。 見積額が基準価格（見積上限額の 95%）を上回る場合は、下記に基づき評 価点を算出する（小数点以下切り捨て） 価格評価点 = 150点 × ((見積上限額 －見積額) ÷ (見積上限額－基準価格)) 基準価格を下回る場合は、一律150点 を付与する	150点
合 計		1,000点

10 審査結果

- (1) 審査結果については、「大田原市プロポーザル審査結果通知書」（様式第7号）により参加したすべての審査対象者に通知するとともに、特定した契約候補者及び次点候補者の名称は、市ホームページに掲載する。

通知の発送予定日 令和6年8月29日（木）

ホームページ掲載日 令和6年8月29日（木）

- (2) 選定されなかった参加申込者については、令和6年9月5日（木）午後5時までに、書面にて非選定の理由について説明を求めることができる。

11 契約候補者の取り消し

特定した契約候補者の提出書類等に虚偽又は事実と著しく相違があると認められる場合は、その特定を取り消すものとする。

12 委託契約締結

10(1)による通知後、契約候補者と本市で業務内容等の調整を行い、契約候補者から見積書を徴し、随意契約を締結する。なお、見積金額につい

ては、プロポーザル提出時に提出された参考見積書の金額を超えることはできない。また、何らかの理由により、契約が不可能となった場合は、次点の候補者を契約候補者とする。

13 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案書提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。
- (3) 提出書類等は返却しない。事業の提案に記載された内容及び個人情報は、当該プロポーザルのみに使用し、大田原市情報公開条例（平成13年条例第2号）及び大田原市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第31号）に基づき、適正に管理するものとする。